

## 議案第113号

### 債権の放棄について（危機管理室関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき本市が行った災害援護資金の貸付け34件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 災害援護資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 災害援護資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額の合計金30,658,892円並びにこれらに対する違約金並びに償還済みの元本及び支払済みの利子に係る違約金
- 4 放 棄 の 理 由 阪神・淡路大震災又はそれ以前の災害の被災者として災害援護資金の貸付けを受けた債務者らが高齢化により資力に乏しいこと、所在が不明であること等により、当該貸付けに係る債務を完済できる見込みがないため

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

### 説 明

本市が行った災害援護資金の貸付け34件に係る各債務者に対する災害援護資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。